

基本認識・課題

- 女性が直面する困難は、暴力、貧困など多岐にわたる。複合的に発生している場合や、顕在化しにくい場合もある。
- 制度や相談窓口が十分に周知されていないため適切な支援につながらない、支援に携わる人材の育成や確保が不十分、行政機関同士又は官民の連携が不十分、などの課題もある。

参考資料4-1

政府が一体となって、
**つながりやすい相談をはじめ、
安全・安心な居場所を提供し、心身の回復から
生活面の自立に向かうまでの支援を
強力に推進する。**

1 相談窓口の充実と切れ目のない支援

● 相談窓口の充実

- 相談時間の拡充やSNS活用・身近な場での相談対応など窓口の充実
 - ・性犯罪・性暴力被害者のための**ワンストップ支援センターの24時間対応**の推進、相談員の処遇改善
 - ・婦人相談所における**SNS相談体制整備**
 - ・**メールやSNSを活用**した若年層への性暴力被害相談
 - ・**民間シェルター**によるSNS相談等の推進(パイロット事業)
 - ・ハラスメント被害を受けた労働者への**休日夜間フリーダイヤルやメール相談**
- アウトリーチ(訪問、見回り、電話連絡等)による相談支援の実施
 - ・若年被害女性や不安を抱えた若年妊婦への**アウトリーチの推進**
- 相談窓口のワンストップ化や全国共通ダイヤルの設定など窓口の一本化
 - ・ひとり親家庭等の**相談窓口のワンストップ化**
 - ・**全国共通ダイヤル化**[性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の案内(0570-0-55210)、性犯罪被害相談電話(#8103(ハートさん))]

● 安全・安心な居場所の提供、自立に向けた支援

- 民間シェルターによる、**DV被害者等の一時保護、心理的ケア、同伴児童への支援**、その後の自立に向けた支援の推進(パイロット事業)
- 困難を抱える女性に対する**就労等につなげる**地方公共団体の取組の支援
- **ひとり親家庭等の子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援**など 自立支援の実施
- **婦人保護事業の見直し**(新たな制度の構築に向けた検討)

⇒「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年度内に改定予定)の策定に向けた議論を踏まえつつ、関係府省において取組の強化に向けた検討を加速し、更なる施策の充実を図る。

2 支援に携わる人材の育成・確保

● 支援実務に有用な知識や技術等を有する人材の育成・確保

- 配偶者暴力相談支援センターの相談員に対する**法制度や支援実務**の研修
- 人権擁護事務担当者や人権擁護委員に対する**配偶者からの暴力や性暴力被害等**に係る研修
- 性暴力被害者等の支援を担当する行政職員、医療関係者、支援機関の相談員に対する研修

3 官民を含む各種施策・体制間の連携促進、支援体制の見える化と利便性の向上

● 各種施策・体制間の連携促進

- ワンストップ支援センターにおける**コーディネーターの配置**
- ワンストップ支援センターと婦人相談所の連携強化
- 婦人相談所における**児童虐待防止対応コーディネーター(仮称)の配置**
- 官民連携の下での民間シェルターが行う先進的取組の推進(パイロット事業)
- 被害者情報保護の徹底

● 支援体制の見える化、利便性の向上

- 各種支援についての**関係機関や相談窓口一覧の作成**、ホームページでの周知